



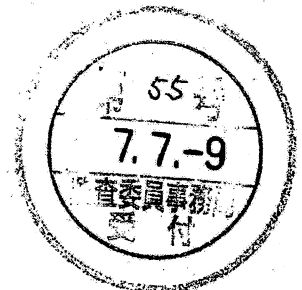
帯人事第 159 号
令和 7 年 7 月 8 日

帯広市監査委員 廣 瀬 智 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 7 年 3 月 26 日付帯監査第 113、114 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。 しかしながら、監査の結果に記載のとおり、徴収事務について、関係法規に基づいた手続きがなされていない事例や、支出事務について、支払の時期に関し、請書の規定に沿わないまま処理が進められた事例など、改善を要する事務処理が見受けられました。 今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図り、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。	今期の指摘に対しては、再発防止に向けた作業手順や事務引継の見直し等の是正措置を行うほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。